

**平成28年 第53回定例会  
坂井地区広域連合議会会議録**

平成28年2月3日 開 会  
平成28年2月3日 閉 会

**坂井地区広域連合議会**

平成28年 第53回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成28年2月3日）

○ 議事日程	2
○ 出席議員	3
○ 欠席議員	3
○ 地方自治法第121条により出席した者	3
○ 事務局職員出席者	3
○ 開会の宣告	4
○ 広域連合長招集挨拶	4
○ 開議の宣告	5
○ 諸般の報告	6
○ 会議録署名議員の指名	6
○ 会期の決定	6
○ 議案第1号から議案第10号の一括上程、提案理由の説明	6
○ 一般質問（11番 伊藤聖一議員、15番 畑野麻美子議員）	10
○ 議案第1号から議案第10号の質疑、討論、採決	21
○ 坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙	26
○ 坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の選挙	26
○ 閉議の宣告	27
○ 広域連合長閉会挨拶	27
○ 閉会の宣告	28
○ 署名議員	29

# 1 第53回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

平成28年2月3日(水)

午後3時00分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)  
(平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第2号))

日程第 6 議案第 2号 平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第3号)

日程第 7 議案第 3号 平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 8 議案第 4号 平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第2号)

日程第 9 議案第 5号 平成28年度坂井地区広域連合一般会計予算

日程第10 議案第 6号 平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算

日程第11 議案第 7号 平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算

日程第12 議案第 8号 坂井地区広域連合個人情報保護条例の制定について

日程第13 議案第 9号 坂井地区広域連合情報公開条例の制定について

日程第14 議案第10号 福井県市町総合事務組合理約の変更について

日程第15 坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙

日程第16 坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の選挙

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 仁佐一三	2番 後藤寿和	3番 渡辺竜彦
4番 平野時夫	5番 南川直人	6番 吉川貞明
7番 毛利純雄	8番 佐藤寛治	9番 東野栄治
10番 吉田太一	11番 伊藤聖一	12番 川畑孝治
13番 北島登	14番 永井純一	15番 畑野麻美子
16番 卯目ひろみ	17番 田中千賀子	18番 杉田剛

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長	橋本達也	副広域連合長	坂本憲男
事務局長	山口徹	事務局次長	萬道浩子

5 事務局職員出席者

議会事務局長補佐	長谷川浩幸	議会事務局書記	五十嵐真紀
----------	-------	---------	-------

◇開会の宣告◇

○議長（北島 登） ただいまから、第53回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。  
(午後3時00分)

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（北島 登） 開会に当たり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。  
広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 第53回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成28年の新年をつつがなくお迎えのこととお喜び申し上げます。本日は公私ともにご多忙のところ、ご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご存じのとおり、昨年秋、国会では、安倍内閣の一億総活躍社会実現のために新三本の矢が提出されました。これに基づき、国の補正予算では、介護の分野でも幾つかの対策が示されましたが、特に安心につながる社会保障として、介護離職ゼロのための施策、介護サービス提供のための人材育成や確保、また、負担軽減対策として介護ロボット等の導入に対する補助などが盛り込まれた内容となっています。

一方、同じく第三の矢では、元気で豊かな老後を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取り組みや、高齢者のための多様な就労機会の確保、経済的自立に向けた支援等、生涯現役社会の実現が示されています。広域連合でも課題となっている人材確保等、これらの対策が功を奏し改善されていくことを願っております。

ご案内のとおり、本定例会は専決処分の承認を求めるもの1議案、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算に関するもの6議案、条例制定に関するもの2議案、規約の変更に関するもの1議案の計10議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

環境係でございますが、平成27年12月末までの各事業の状況について申し上げます。

さかいクリーンセンターでの受け入れ状況は、生し尿が2,017キロリットル、浄化槽汚泥等が8,533キロリットル、合計1万550キロリットルで、前年同期と比較しますと約3.7%の減少となりました。

また、肥料の配布状況につきましては、受け入れ量の減少及び搬入物の希薄により、肥料の生産量が前年同期と比較すると1万6,305キログラム、約17.0%の減少となりましたが、肥料の需要の多い時期には市民のご要望に応えられるよう、広域連合と委託会社との配分を調整して、これまでに1,825袋、2万7,375キログラムを配布いたしました。なお、センターの運転管理状況につきましては、設備機器などに大きな故障もなく、適切に施設の保守点検に努め

ております。

次に、代官山斎苑の利用状況ですが、あわら市で261件、坂井市三国町で189件、準管内で1件、管外6件の合計457件となっております。また、霊柩車の利用状況は、あわら市で243件、坂井市三国町で173件の合計416件でございます。

代官山墓地の貸し付け状況につきましては、4平方メートル区画に8件の申し込みがあり、残りの区画数は122区画となっております。

続いて、代官山斎苑・墓地の指定管理について申し上げます。12月25日に指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、第2回目の現地調査を実施したところ、運営状況や経営状況は良好であり、適切に業務は遂行されているところであります。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいり所存でございます。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

上半期の主な事業等の状況ですが、まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、12月末現在で昨年同期比で2.5%増の5,871人となっております、全高齢者の17.9%を占めております。

次に、保険給付の状況ですが、現時点で1月支払い分までの9カ月間が確定しております。総額74億9,104万円となるもので、前年同期と比較して3.9%の増となっております。このうち、居宅介護サービス費は27億8,170万1,000円で、前年同期比6.6%の増、地域密着型介護サービス費は14億3,279万5,000円で、前年同期比6.8%の増、施設介護サービス費は23億6,752万4,000円で、前年同期比0.7%の減となっております。

さて、この数年間、坂井地区を将来モデルとして、福井県、東京大学とともに進めてきた在宅ケア推進事業ですが、今年度はモデル事業として最後の年を迎えています。来る3月13日には市民集会を開催いたしますが、今年度は、事前に行った団塊の世代の方々のグループインタビューから見えてきたものや、元気に活躍されている方々の活動報告、また、それぞれの立場から見たこれからの在宅医療のあり方について、パネルディスカッションなどを予定しています。

これまでの取り組みを検証するとともに、これからの坂井地区の地域包括ケアシステムの構築実現に向けて、目的を共有するための集会にしたいと考えております。議員各位におかれましても、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

広域連合といたしましては、モデル事業が終了しても、引き続き坂井地区の地域包括ケアシステムのために構成市とともに在宅ケアの推進を継続的に進めていきたいと考えておりますので、議員をはじめ関係者のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

#### ◇開議の宣告◇

**○議長（北島 登）** 本日の出席議員数は18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### ◇諸般の報告◇

○議長（北島 登） 諸般の報告を議会事務局長補佐より行います。  
長谷川議会事務局長補佐。

○議会事務局長補佐（長谷川浩幸） 諸般の報告をいたします。  
本定例会の付議事件は、連合長提出議案10件、選挙2件であります。  
本日の説明出席者は、連合長以下4名であります。  
以上でございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（北島 登） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、東野栄治君、10番、吉田太一君の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（北島 登） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第1号から議案第10号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（北島 登） 日程第3、提案理由の説明に入ります。  
日程第5から日程第14まで議案10件を一括議題とし、広域連合長から提案理由の説明を求めます。  
広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） ただいま上程されました議案第1号、専決処分の承認を求めることについてから議案第10号、福井県市町総合事務組合理約の変更についての10議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出それぞれ1,031万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,631万4,000円とするものであります。補正の内容につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴いまして、当広域連合の団体内統合宛名システムの構築を図るため、システム整備費といたしまして1,031万円を計上するもので

あります。また、これに伴う歳入といたしまして、国庫補助金1,020万円と構成市負担金11万円を計上しており、昨年12月1日付で専決処分を行ったので、その承認をお願いするものがあります。

次に、議案第2号、平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,644万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,987万4,000円とするものであります。その内容についてご説明申し上げます。総務費では、総務係職員の人事異動並びに人事院勧告に伴う給与改定等による給料等8,000円の増額を行い、衛生費では、斎苑担当職員の人件費661万2,000円の減額、同じく環境担当職員の人件費並びにさかいクリーンセンターの維持管理・運営委託料等で983万6,000円を減額するものであります。その財源といたしましては、歳入において構成市からの負担金1,644万円を減額するものであります。

次に、議案第3号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出それぞれ273万4,000円を増額し、予算総額をそれぞれ108億3,074万2,000円とするものであります。その内容といたしましては、総務費で、職員の人事異動並びに人事院勧告に伴う給与改定により給料等273万4,000円の増額を行うものであります。なお、保険給付費につきましては、それぞれのサービス費の見込みによる変更でありますので、保険給付費全体での補正額の増減はありません。歳入では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業において、国庫補助金276万2,000円が確定したため、財源更正を行っています。これらに伴い、歳入では構成市負担金2万8,000円を減額し、国庫支出金1万2,000円増額、県支出金では275万円の増額を行っています。

次に、議案第4号、平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、代官山墓地6平方メートルの2区画分の使用申請がなく、歳入不足が見込まれますので、使用料及び手数料53万円を減額し、代官山墓地基金から同じく53万円を繰り入れるものであります。

次に、議案第5号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計予算につきましては、議会費のほか、さかいクリーンセンター管理費、代官山斎苑管理費、庁舎管理費、ネットワーク・システム管理費等、当坂井地区広域連合全般の運営に関する経費であります。

次に、議案第6号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算であります。第6期介護保険事業計画に基づき提供するサービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費等、介護保険事業に係る経費であります。

次に、議案第7号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算につきましては、指定管理委託料が主なものであります。

なお、各会計予算の内容につきましては、事務局長よりご説明申し上げます。

次に、議案第8号、坂井地区広域連合個人情報保護条例の制定につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴い、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な事項等を定め、個人情報の保護を図るため、この案を提出するものであります。

次に、議案第9号、坂井地区広域連合情報公開条例の制定につきましては、公文書の開示を請求する権利等を定め、情報公開を推進するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第10号、福井県市町総合事務組合規約の変更につきましては、今回、武生三国モ

ーターボート競走施行組合が本年4月1日付で地方公営企業法の全部適用を受け、公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合に移行し、名称を越前三国競艇企業団に変更することになりました。これに伴い、福井県市町総合事務組合規約の一部を変更するため、この案を提出するものであります。

以上、議案第1号から議案第10号の提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔議長と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 事務局長、山口 徹君。

○事務局長（山口 徹） それでは、私のほうから、議案第5号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計予算から議案第7号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第5号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計予算についてであります。一般会計予算書をご用意いたします。予算書1ページをごらんください。予算総額は歳入歳出それぞれ2億2,737万円とするもので、前年度予算と比較しますと、458万1,000円の増となります。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。予算書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。第1款、分担金及び負担金は、全て構成市からのもので、事務費負担金、斎苑負担金、し尿等処理負担金、低所得者保険料軽減負担金等1億9,797万1,000円、第2款、使用料及び手数料では、葬祭場使用料、霊柩車使用料、廃棄物処理施設使用料等で1,867万6,000円、第3款、国庫支出金では、低所得者保険料軽減負担金505万6,000円、第4款、県支出金では、同じく低所得者保険料負担金252万8,000円、第5款、財産収入では、メガソーラー敷地貸付料、汚泥発酵肥料売払代金等282万4,000円、第7款、繰越金は窓口計上1,000円、第8款、諸収入31万4,000円を充て、収支の均衡を図っております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算書5ページをごらんください。第1款、議会費では、議員18名の報酬など、当広域連合議会運営の経常的経費として60万7,000円、第2款、総務費では、総務課職員5人分の人件費ほか、広域連合運営に係る経費等5,206万2,000円、第3款、民生費では、障害程度区分認定審査会に係る経費と介護保険特別会計への繰出金1,114万円、第4款、衛生費では、職員1人分の人件費ほか、代官山斎苑の指定管理者委託料、クリーンセンター維持管理運営委託料、一般廃棄物処理委託料等1億6,138万9,000円、第5款、基金積立金では霊柩車購入基金等167万1,000円、第6款、諸支出金では窓口計上1,000円、第7款、予備費では50万円となっております。

次に、17ページから20ページまでにつきましては給与費明細書、21ページでは、坂井地区汚泥再生処理センター整備運営事業に係る債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをごらんください。予算

総額は歳入歳出それぞれ110億2,272万円となるものです。前年度と比較いたしますと、3億7,741万3,000円、3.5%の増となります。この増額の主な理由といたしましては、介護給付費の増額によるものであります。第2条では、給付費の支払いに支障を来さないよう、一時借入金の借入額の最高額を3億円と定めさせていただくものであります。

それでは、歳入について、主なものについてご説明させていただきます。予算書6ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。第1款、保険料では、第1号被保険者の保険料23億6,357万5,000円、第2款、分担金及び負担金では、構成市からの負担金15億6,940万7,000円、第3款、使用料及び手数料1万円、第4款、国庫支出金25億4,542万3,000円、第5款、支払基金交付金29億6,771万円、第6款、県支出金15億4,883万1,000円、第9款、繰入金では、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金、介護保険財政調整基金繰入金、介護福祉推進基金繰入金として2,775万2,000円などを充て、収支の均衡を図っております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。7ページをごらんください。第1款、総務費では、介護保険課職員16人分の人件費ほか、保険料賦課徴収に係る経費、介護認定調査に係る経費等、坂井地区広域連合が実施いたします介護保険事業に係る経費といたしまして1億9,842万4,000円、第2款、保険給付費では、第6期介護保険事業計画に基づいたもので、前年度比4%、4億406万2,000円増の104億8,521万1,000円、第4款、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業の構成市への委託料として3億1,414万円、第5款、基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金及び介護福祉推進基金積立金として2,064万3,000円、第6款、諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金等205万2,000円、第7款、公債費では、一時借入金の利子として75万円、第8款、予備費として150万円となっております。

次に、25ページから28ページまでにつきましては給与費明細書となっておりますので、ご高覧いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第7号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算についてご説明申し上げます。代官山墓地特別会計予算書をご用意いたします。予算書1ページをごらんください。予算総額は歳入歳出それぞれ219万円となるもので、前年度と比較いたしますと35万8,000円の減額で、14%の減となります。

4ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書であります。歳入といたしましては、第1款、使用料及び手数料で墓地の使用料215万4,000円、第2款、財産収入では基金利子3万3,000円、第4款、繰越金では窓口計上として1,000円、第5款、諸収入では窓口計上として2,000円を充て、収支の均衡を図っております。

一方、歳出では、5ページをごらんください。第1款の墓地事業費として指定管理者委託料等215万7,000円、第2款、諸支出金3万3,000円となっております。

以上、議案第5号から議案第7号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北島 登） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◇一般質問◇

○議長（北島 登） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、11番、伊藤聖一君の一般質問を許可します。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 11番、伊藤聖一君。

○11番（伊藤聖一） 議席番号11番、伊藤聖一です。それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、広域連合での一般質問は約4年ぶりになります。ちょっと構成市と勝手が違いますので、なれてない部分がありますので、多少はご勘弁いただきたいと思います。

今回の一般質問は、地域包括ケアシステムについて、連合長に質問をさせていただきます。

医療・介護分野における2025年問題が危惧されており、その対応策として、在宅医療・介護の充実に向け、国は方向性を示し、地域医療構想や地域包括ケアシステムの体制づくりが求められてきています。連合長は議会や市民集会などさまざまな機会において、坂井地区の在宅ケア体制の充実度について強調されてこられました。しかし、住民の多くは、施設における医療介護から在宅ケア介護への転換に対して不安が増してきているように感じられます。

そこで、2点の質問をいたします。

まず1点目、ICTの活用や主治医・副主治医体制、医療・介護の連携、在宅介護サービスのメニューの充実など、地域包括ケアシステムの仕組みづくりが整えられてきたように思えますが、そのシステムを実現していく上でまだまだ道半ばだと思います。今後、地域包括ケアシステム体制充実にどのように取り組んでいくのでしょうか。

次に、2点目として、在宅での医療・介護を真に支えているのは家族であり、家族の理解、協力なくして在宅での地域包括ケアシステムの実現は難しいのではないのでしょうか。その点から見て、家族の抱える経済的・精神的負担を軽減する施策に対して、まだまだ重要性の認識が不足されているように思います。家族介護に対する支援のさらなる拡充について、どのように考えているのでしょうか。

以上、2点のご回答をよろしく願いいたします。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問についてお答えします。

当広域連合では、地域包括ケアシステムの核となる在宅医療と介護の連携について、東京大学と福井県の共同研究事業である在宅ケア将来モデル推進事業を通して、他に先駆けた体制づくりの取り組みを進めてまいりました。そのモデル事業も今年度で終了であります。在宅医や看護師の不足など、在宅医療の受け皿となる機関の疲弊などが新たな課題として見えてきました。あ

わせて、制度改正により医療と介護の連携推進が地域支援事業に位置づけられたことから、地域包括支援センターとの連携がますます重要となってまいりました。これらのことから、坂井地区においては、これまでに構築されてきた在宅医療と介護の連携体制のさらなる充実強化が今後の課題であると考えております。

そこで、広域連合では、坂井地区在宅ケア推進連絡協議会を設置し、在宅医療・介護連携における課題の抽出と、その対応策を検討する体制整備を考えております。連絡協議会には坂井地区医師会、歯科医師会及び介護保険事業所など、地域の在宅ケアを支える多職種の関係機関が参画し、現場を担う構成市の地域包括支援センターとともに、課題やその対応策を議論して現場にフィードバックしていく機関となることを想定しています。ここで検討された対応策が、多職種間の連携、ネットワークづくり、研修など、現場での取り組みに反映され、地域包括ケアシステムがよりよく循環していくことを目的としています。

一方、県の施策である地域医療構想においても、在宅医療の充実や地域包括ケアシステムの構築案が盛り込まれており、今後、在宅医療を担う人材の確保・育成、医療機関の充実、訪問看護ステーションの強化など、県の施策にも期待するところであります。今後も県や関係機関との連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築の一翼を担っていきたいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えします。

地域包括ケアシステムの中心となっているのは、住みなれた地域で自分らしく暮らす生活の拠点となる住まいであり、在宅ケアを推進するためには、家族の支援・協力は重要不可欠であります。しかし、それは経済的、精神的な家族の負担増と表裏一体であることも否定できません。都市部においては、高齢化の進展による要介護・要支援者の増加、それを支える家族の負担増が問題視されており、国の提唱する一億総活躍社会の実現に向けての取り組みでは、介護離職ゼロの達成のために、必要な介護サービスの確保や働く環境改善、家族支援が重点施策として挙げられています。このような現状の中、坂井地区においても同様の問題がどの程度あるのか、支え手である家族の抱える負担や不安の軽減に対してニーズに合った施策がなされているのか等について、検証していかなければならないと考えております。

広域連合では、昨年秋から着手しました高齢者の住まいのアセスメント調査研究の中で、家族の介護に係る負担感調査にも取り組み始めたところです。それらの調査結果の分析から、坂井地区の在宅介護、また、より専門的な支援を必要とする認知症状のある方の介護の負担感を把握し、引き続き28年度の高齢者の住まいのアセスメント調査研究で、真に求められている介護サービスや支援のあり方を検討していきたいと考えています。

現在の主な施策としては、広域連合の独自事業であります在宅サービス利用者負担額軽減事業や、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、訪問看護、小規模多機能型事業者などの介護保険サービスの利用のほか、在宅医療をされている方の家族の休憩を目的としたレスパイト入院の利用などがあります。こうした多用なサービスをケアマネジャーが熟知し、よりよく組み合わせたプランを提供していくことで、家族の負担感が軽減されたり、一方で、サービスを提供する専門職とのコミュニケーションを通してアドバイスを受けたり悩みを相談することによって、精神的な不安が軽減されたということもお聞きしています。それでもまだ家族介護者の負担感が解消されるとは言えませんが、従来のこうした支援ばかりではなく、介護サポーターや介護者の会的なもの活用など、インフォーマルな社会的支援の充実も必要であると思われまます。引き続き、

今後こうしたサービスについて広く周知し、在宅ケアが可能な限り持続できるよう、地域支援事業の実施主体である構成市とともに坂井地区の地域包括ケアシステムの構築を目指していきたいと存じますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 11番、伊藤聖一君。

○11番（伊藤聖一） 伊藤です。

ただいま答弁いただいて、内容的には非常によくわかる答弁をいただいたかなと思うんですが、あえて連合長にお話をしたいとかお聞きしたいのは、私もこの広域連合で議長をはじめいろいろな委員を務めさせていただいてきて、連合長に非常に近いところから連合長を見て非常に思ったことは、この広域連合とか介護保険のところにおいて、連合長の権限とか影響力というのは非常に強いものがあるというふうに、私はそばで見ている実感をしているんですね。そんな中であって、連合長はあわらの市長さんでありますから、坂井市の住民の方と接することというのは、ほとんど機会はないことのほうが多いのかなというふうに思うんですね。坂井市の方は、じかに直接、連合長からそういうことを、お話を聞く機会もない中で、今、介護保険の制度だけがどんどん変わっていく。そういう状況の中で、やっぱり制度が変わること自体に対する不安が、当然どんな制度でも不安はあると思うんですが、介護保険というところで、自分に直接的にかかわってくる、影響してくるような部分が毎年のように変わっていく中で、非常に不安は増す一方じゃないかなというふうに思っているんです。

それで、今、坂井地区は、連合長がお話ししたように、国のモデル事業でいろいろな事業をされてきていて、地域包括ケアシステムの形といいますか、絵はこういうものだというのは我々にも示されているし、そういう介護保険の計画の中にも盛り込まれていますから、何となくわかる。例えば、これ、絵なんかで例えると、包括ケアシステムというのはこういうものですよという絵の輪郭が描かれているだけのような印象なんですね、我々からすると。例えば山の絵を描いたとしても、輪郭だけではどんな山かわからない。秋の山なのか春の山なのか冬の山なのか、わからない。やっぱりそういうものがはっきり見えてこない部分において、住民の方には不安があるとか、地域包括ケアシステムというのはこういうものだというのがはっきりと認識できるような、そういうことまでまだ至ってないのではないかなというように思えるんです。それが1つ目の理由であります。

2つ目の理由としては、きょうの議案の説明の中でも、実績値を見て、給付決算見込額というのがきょう説明あったんですが、当初、地域包括ケアシステムを今年度から始めるに当たって予算を立てた中で、予算よりも大きく上回っているもの、下回っているもの、そういうものを見た中で、例えば施設サービス費が予定よりも増えましたと。それは、内訳を聞くとちょっと心配なのが、介護療養型の部分が増えていると。ほんとうならば、そういう人というのは、今後在宅へどんどん帰っていく人なんですね。そういう人が予定よりも増えていて、その部分が給付費が増えている。その反面、訪問系のサービス額が予定よりも大きく下回っている。実際、そういうサービス給付費が行われていないということは、ここではっきり見てとれるのは、本来ならば、そういう療養型から在宅に行って、その人に訪問のサービスをするというのがもともとの計画だっ

たろうと思うんですが、実際1年たってみたら、全くその逆の現象が出てきている。当初立てた構想と現実の乖離というのがかなり出ていて、この辺というのがやっぱり不安をはっきりあらわしているところじゃないかなというふうに思うんですけども、まずこの点をどういうふうに捉えられますか、この現象について。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） これは全国的に同じだと思うんですけども、地域包括ケアシステムというのは、今まさにそういうシステムを目指して全国で取り組み始めているということだと思います。これは完全に構築できるかという、まだどこもそれはできてないわけでありまして、これは不断の努力が必要なのかなと思っております。そういう中であって、比較的、坂井地区は全国にも先駆けてこの取り組みを始めたということは間違いのない事実だと思います。

今ほどの、27年度の予算と決算の見込みの差というものは、それは制度的なものによつての差も出てまいりますし、あるいは、これ、議員もご存じだと思いますけど、例えば24時間型訪問介護というのは、理念としては非常によろしいですし、それを進めていくことは必要だと思っております。それも計画には挙げておりますが、やはり現実的には、なかなか家の中に入っていくづらい、あるいは入ってきただきたくないというような地域の思いもあって、なかなかこれが浸透し切っていないということはあると思います。そういうことがおそらく制度の変更による差とともに、計画と実態との差になってあらわれてきているのかなというふうに思っております。

ただし、じゃ、この差をもって地域の方々が地域包括ケアシステムの構築に対して不安感を持つかという、私は必ずしもそれは妥当ではないというふうに思います。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 11番、伊藤聖一君。

○11番（伊藤聖一） 不安はないというような連合長からのお言葉をいただいたんですが、国はこういう制度でいくということで、どんどん、どんどん進んでいく。実際のところでは、そういういろんなギャップといいますか、うまくいかない部分というのが現実のところにはあらわれてきてしまう。そういうことを関係なしに、国はこういう路線ですよということで、いろんな仕組みも、それから予算的にもそういう方向に進めて制度を変えていきますから、そうなった場合に、やっぱりここは広域連合でやっていますから、連合長がしっかりとその制度に乗った形で、実際、この地域が包括ケアシステムにそういうふうに回れるようなリーダーシップというのは、逆に言うと、私らは期待をするんですよ。だから、冒頭申し上げたように、連合長の権限とか影響というのは非常に大きいので、国がこういう制度をしますからこうですよという、それ以上に、持っている制度がしっかりと現実的なものになるように連合長は頑張って、わかりやすい形で、ほんと、こういうふうな方向でいきますよというようなところを力強く宣言していただきたいというのはあるんです。

先ほどの答弁の中にもあったように、連合長みずからおっしゃったとおり、在宅医の不足というのは大きな課題にあるというような答弁がありましたが、これはまさにそのものでありまして、この辺も、何年か前に連合長は、在宅医の確保という部分は医師会に任せるしかないというようなお言葉も聞いたことあるんですけども、やはり、それだけでほんとうに地域の中で在宅の人の医療というのが確保できるのかというのは、今現状が在宅の先生はもういっぱい、いっぱいな部分、たくさんあると思うんですね。じゃ、その上に、もっと、まだまだ在宅の人が増えてくるといことは、やはり新たな手だてというのものも、あるときには検討しなければならないことはあるかもしれない。だから、絶対に地域の中で在宅医が不足することがないようなことを頑張りますという、それくらいのことを、いや、それは医師会のほうにお任せしてありますからというのではなくて、私らが何とかしますというぐらいの責任感のある言葉を我々は聞きたいなという思いはあるんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 最初の質問で、私は市民が不安を感じていないと言ったがと今おっしゃいましたけど、私はそうは申し上げておりませんで、予算と決算との結果として差があらわれた、それをもって市民が不安を感じるとは思いませんと申し上げたので、そこは誤解のないようお願いいたします。

それから、地域包括ケアシステムを構築していくために、やはり地域の医師会、先生方の協力というのは絶対的に必要だと思っておりますし、坂井地区が現在まで比較的順調にきているのも、これはほんとうに坂井地区医師会のおかげといいますか、大きな力になっているおかげだと思っております。ただ、医師会の先生方にお聞きしても、在宅医の不足だとか、あるいは医師自体が高齢化をしているんだというようなお話もあって、やはり医師会がしっかりと機能していただくということがこのシステムを構築する上では欠くべからざるものだなと思っております。これも今、議員が、医師会に任せたと連合長は言ったとおっしゃいました。私、任せたとしたことはい度もありません。大変お力になってはいただいておりますけども、医師会とともに、医師会を中核にしてこのシステムは構築されるものであると思っておりますので、いろんな面でまた支援もさせていただいております。

ただし、介護保険事業の保険者としての広域連合として、医師不足を解消すると言えたらそんなにいいことはないですけども、なかなかそこまで言い切るといことは正直言ってできるものではないと思います。全国的に今、特に地方の医師不足あるいは看護師不足は深刻でありますし、それを一保険者が解決するんだというのはなかなかできないと思います。ただ、いずれにせよ、医師会をはじめ、各関係機関と連合がお互い協力しながら、議員ご指摘のような、なるべく市民の皆さんの不安感が減少するような、そういうシステム構築に向けて努力をしていくということだと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 11番、伊藤聖一君。

○11番（伊藤聖一） 11番、伊藤です。

頑張っていたきたいという、最後はそれに尽きるんですけども、もうちょっと医師会のことについてお話ししたいんですが、あんまり言うともずい部分もありますので、それはお任せをいたします。頑張っていたきたいと思います。

2番目のほうの家族に対する支援なんですけど、今の答弁の中にもちょっと出てきたかなと思うんですが、やはりケアマネさんが家族の医療の窓口になっている部分って非常に多いと思うんですね。ケアマネさんがいろんなことを、相談を受けたり、話をしたり、状態を把握したりとか、ケアマネさんは大変頑張っていたいただいていると思います。

しかし、反面、逆に言うと、役所サイドといいますか、そちらはケアマネさん任せにし過ぎていような気がしてならないんですね。全部ケアマネさんに相談してくださいというか、ケアマネさんが把握をしているというふうなところにいるんじゃないかと思うんです。ケアマネさん任せにするんじゃなくて、やはりこれから先は、今答弁にもありましたけど、包括支援センターの役割がこれからますます重要になるということの答弁もいただきましたが、そのセンターはただ介護の部分に限らず、その家族のそのほかの部分全体も含めた相談というのが、これからひょっとしたら出てくるのではないかというふうに思っていますが、協議会の中に包括支援センターも含まれるということだったと思います。これまで、包括支援センターは重要だというわりには、いろんな部分に包括支援センターの代表の方が参画してなかったのかなという部分もいろいろあるんですね。例えば、介護保険の計画策定の中に包括支援センターの代表の人はおそらくいなかったと思います。だから、包括支援センターの重要度が増すというふうな答弁も今ありましたけども、その辺の、包括支援センターはこれからどういうふうになるべきだというふうに連合長は考えられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） どういうふうにあるべきかということですけども、先ほど申し上げたように、特にこれからそういうシステムを地区で構築していくためには、包括の力は非常に大きくなると思います。というか、大きな部分になっていただかなければいけなくなってくると思います。そのような中で、先ほどもちょっと話が出ましたが、坂井市の場合は、新年度から、民営化も含めて4つ新しくできて充実されるということで、結構なことだと思いますが、そのもとになる包括機関は行政機関だと思いますので、ここの代表者が今まで各種審議会等に出ていなかったかどうか、ちょっと私、あんまり記憶ありませんけども、審議会的なところには出てなかったかもしれないけども、もう少し事務的なところではいろいろと参画していますし、十分その辺の情報交換はやっていたと思います。これからますます、まさにサービスを受ける方々の情報を十分得ながら、それを行政に反映させていくという意味でも、包括支援センターというのは非常に大きな重要度を増してくるかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 11番、伊藤聖一君。

○11番（伊藤聖一） 11番、伊藤です。

認知症の方の在宅介護のことですが、連合長も少しそのことについても答弁いただいています。これ、実数なんですけど、ちょっと前の数ですが、1998年からの6年間で、要は、在宅の認知症も含めた介護の方を家族が殺してしまうという、そういうような事件というのはこの6年間で200件発生をしているらしいんですね。去年は福井でもそのような事件がありましたが、それくらいやっぱり家族の抱える悩みというのは非常に大きなものがあると思います。それで、今現状、家族の支援のサービスというのは、答弁にもありましたけども、家族の会が、年に1回集まって食事会をしているんな話をするとか、そういう年1回とか年2回とか3回とか、そういうような支援が今までの支援だったと思うんですが、やはり家族の方が抱える不安というのは1年365日ずっと続いている、悶々としている部分というのがあると思うんです。

連合長も先ほども、コミュニケーションをとることによってそういう精神的な部分が和らいだというような、答弁の中にもありましたが、そういうことというのは、ひょっとしたらこれから大変重要な部分を占めてくるんだらうというふうに思っておりますので、そういう気軽に相談、話ができる、その人が抱える悩みというのは介護のことだけではないはずなんです。おそらくケアマネさんなんか、いろんなところも、介護のことでは話はできても、経済的な部分、例えば市役所に生活保護の申請に、介護離職して生活がままならない、生保の請求をしに行っただけ、いや、まだ若いんだから頑張って働きなさい、もっと頑張ってねと帰ってきましたと、それでもうその人は心を閉ざしてしまう。そういうことで閉じこもりになって、どんどんどんどんと悪い方向へ行ってしまおうというような事例もあるというふうに聞いていますから、心をどうやって開かせるか、その部分が家族の支援では大変重要だなどというふうに思うんですが、その部分、まだ十分検討されたというか、そういうことを考えた施策というのはまだできてないという気がします。その辺、何か思うところがあれば聞かせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 認知症のあるなしにかかわらず、介護をする側、家族から見れば、精神的な負担、経済的な負担は必ずあります。それをゼロにすることはまずできません、と思います。ただ、いかにそれを社会として軽減させていくかということのために介護制度ができ上がったんだらうと思います。今、時代の流れとともに、先ほど議員は施設から在宅に変更したとおっしゃったんですけど、変更ではなくて、やはり少しそちらのほうを重視しようというふうにして世の中が変わってきているということだと思います。介護者の心のケアということももちろん大事ですし、そういうことはやっぱり進めていかなければいけないと思います。

ただ、じゃ、全てのご家族に対してそのようなサービスが押しなべてできるかということ、なかなかそれは現実的には難しい面もあろうかと思えます。今、連合として考えておりますのは、先ほども答弁でちょっと申し上げましたけども、いずれにしても、家族で支えていくわけですから、住まいに焦点を当てて研究を進めようということ。先ほども申し上げましたけども、そのた

めの調査を今年度からやらせていただいて、新年度も引き続いてやらせていただこうと思っておりますけども、この住まいのアセスメント調査研究というのは、これを手がかりにして、今、議員がおっしゃるような家族の負担軽減に向けて、どうやれば効果的なことができるかということは今から考えていくわけです。これ、実は日本の自治体の中でおそらくここだけだろうと思います。そういうことを今やっているんだということは、ひとつご理解いただきたいというふうに思います。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 11番、伊藤聖一君。

○11番（伊藤聖一） これで最後にいたします。

今連合長おっしゃったように、アセスメントの中で実態調査をしていただくというのは非常に大事なものだろうというふうに思いますし、非常に期待もします。それで何とか在宅での介護で、広域連合としていい方向性を示していただけたらなというところで期待をいたします。

最後に、これは私の言葉ではありませんが、あることを紹介して私の質問を終わりたいと思うんですが、これは別に、連合長とか理事者の方にぜひ、ひょっとしたら知っているかもしれませんが、紹介したいというわけではなくて、ここにいる我々議員も、それから後ろにいらっしゃる所管の担当の部課長さんたちも、ぜひこういうことを忘れずに、介護という問題について向き合っていたいただきたいと思うんですが、これは先ほどから何遍も言いますが、介護における殺人事件があったときの裁判官の言葉なんですね。介護殺人の最後の言葉です。「本件で裁かれるのは被告人だけではなく、介護保険や生活保護行政のあり方も問われている。こうして事件に発展した以上は、どう対応すべきだったかを行政の関係者は考え直す余地がある」と、こういう裁判官の言葉がありますので、やっぱり理事者も、我々介護に携わる議員も全て、こういうことをしっかりと思いながら、これから先の坂井地区の介護保険が住民の方にとってほんとうにいい介護保険になることを希望して、一般質問を終わります。

○議長（北島 登） 続いて、通告順に従い、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。通告に従いまして、介護保険におけるマイナンバー制度の運用について、一般質問いたします。

マイナンバー制度の導入を受け、厚生労働省は介護保険の各種手続で来年から個人番号の記載や確認を求めることを決め、全国の事業所に通知しました。利用者や介護事業者などの負担が大幅に増えることに懸念が広がる中、この通知をめぐって一部の自治体が誤った指導を始めたことで、混乱に拍車がかかることになりました。通知は平成27年9月29日付老健局長名で出されたものです。介護保険証の交付申請、要介護・要支援認定の申請、高額介護サービス費の支給の申請など、あらゆる申請書に個人番号を記載するよう求めました。高齢者、利用者には何のメリ

ットもない、手間を増やし、個人情報流出のリスクを高めるだけです。

介護保険の申請では、認知症や要介護状態の本人にかわって、介護事業所、施設の職員やケアマネジャーらが代行している実態が多くあります。一部自治体で番号記載のない申請は受け付けないとする誤った対応が出ていたことがあり、介護保険におけるマイナンバー制度の運用について、厚生労働省は平成27年12月15日、認知症などで個人番号の記入が難しい場合、番号の記載を免除する方針を自治体や事業者らに通知しました。番号の記載がなくても申請書類は受理され、サービスを受けられることが明確になりました。通知では、申請者が自身の個人番号がわからず、記載が困難な場合、市町村の職員が記載して差し支えないと明記。自治体は番号欄が空欄のまま申請を受け付け、住民基本台帳ネットワークを使って個人番号を調べて記載できるようにしました。

介護保険におけるマイナンバー制度の運用については、周知が徹底していないため、高齢者、利用者が窓口でもめたり、サービスが受けられないなど、混乱を招かないようにすることが求められます。介護保険におけるマイナンバー制度の運用については、介護事業者などへの十分な周知を行い、高齢者、利用者が介護保険の利用に混乱を招かないようにすることを求めて一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 畑野議員のご質問にお答えします。

平成28年1月1日からマイナンバー制度が導入され、介護保険法においても施行規則の一部改正により、申請や届出等の書類の記載事項に個人番号が追加されました。このことにより、介護保険では、要介護認定等の申請の際に個人番号を記載することは法令に基づく義務となっているため、当広域連合においても、基本的には申請を行う方に個人番号の記載を求めることとなります。しかし、議員ご指摘のように、申請手続等に支援を要する高齢者や、認知症等で理解力や意思表示能力の低下が見られるような場合には、個人番号の記載がなくても申請書類は受理することとなりましたので、個人番号記載の有無により介護サービスの申請や利用に支障や混乱を来すことがないよう対応していきたいと考えております。

また、介護保険法においては、要介護・要支援認定の申請をケアマネジャー等が代理申請することが認められており、利用者のスムーズな介護サービス利用のためには、申請等の手続において介護保険事業所の協力は欠かせない現状となっています。そのため、個人番号がかかわる代理申請手続が円滑に進められるよう、ケアマネS A K A Iや介護事業者ネットワークさかいを対象に、手続に関する説明会の開催を予定しております。その一方で、介護事業者等においては、利用者の個人番号や情報の適正な取り扱いが求められることになり、厚生労働省から事業者等に対して、平成27年12月に個人番号や特定個人情報の取り扱いに関する事務連絡が通知されています。

当広域連合においては、今後も引き続き、介護事業者に対し個人情報の取り扱いに当たっての注意事項を説明し、個人番号の取り扱いについても、利用者の混乱や支障を来すことのないよう周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 個人番号が記載されなくても受理するということですので、ぜひそれはしっかりとやっていただきたいと思います。

それに関連しまして、2回目以降の給付の申請についてはどのようになっていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 山口事務局長。

○事務局長（山口 徹） 2回目以降の申請ということでございますが、これにつきましては、同一の給付の2回目以降の申請の際に、保険者において初回の申請によります当該申請者の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、申請窓口におきまして、個人番号の記載を求めないこととしても差し支えないといったことで、議員が先ほど申されました昨年12月の厚生労働省からの事務連絡で、そのようになってございます。よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） それから次、代理人ですけれども、先ほど言われました代理人は、やはり運転免許証など身元確認をしっかりとする必要があるというふうに規定をされていますので、それを発言しておきます。

その次ですけれども、申請書なんですけれども、申請書のコピーを事業所などが保管している場合は、番号部分を黒塗りなどで隠すように国は求めていますけど、その点についてはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 山口事務局長。

○事務局長（山口 徹） 各事業所の取り扱いといったことでございますが、これにつきましては、今月の29日に全事業者を集めまして、そういった点について説明をしていきたいということで、今現在そういったところの申し合わせ、それについて協議をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ぜひ、徹底した指導をお願いしたいと思います。

また、施設などでは、認知症などのため、通知カードを本人にかわって保管する場合がありますよね。そういうときですけれども、国の通知では、個人番号の管理事業者でなくても番号を保管しても差し支えないと判断しています。ということは、施設などでは通知カードを保管してもよいということになるので、その点については大変な危険性を感じますが、いかがでしょう。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 山口事務局長。

○事務局長（山口 徹） そういった点も含めまして、十分に説明会のほうで話をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 介護保険の場合は、住民基本台帳ネットワークで確認できるとして、職員が番号を記入するわけですけれども、そういうことにつけても大変不安なんです。個人情報と言いながらも、職員はわかるし、その個人番号を記入するのはケアマネさんだったり代理人だったりするので、そこのところが大変、個人情報として大丈夫なのかなというふうな気がします。そういう申請書のコピーなども黒塗りにしなくちゃいけないということなど、徹底することがたくさんあると思うんですね。それにつけても、またその上、カードは保管してもいいということになりますと、利用者の人は認知症だったり高齢者だったりするので、そういうところはあまりよくわからないままにされてしまうということがあると、流出、流用されていく危険性がとても高いので、これはしっかりと管理していく必要があるというふうに考えます。そういう点につけても、事業所や職員などのしっかりした共通意識というのが大事だというふうに強く感じますけれども、そういう点についてはどうでしょう。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 山口事務局長。

○事務局長（山口 徹） 今回のマイナンバー制度の導入といったことで、個人番号の取り扱い、そういったことについては大変重要になってまいります。議員ご指摘のとおりでございますので、それらの取り扱いについては十分慎重に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ぜひ、徹底してやっていただきたいなと思います。

この前、銀行のATMのところに行きましたら、政府の広報で、内閣府から出ているこういう

のが置いてありました。マイナンバー制度をつくっておいて、マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意ということで、こういうチラシが出ています。ということは、マイナンバー制度で詐欺が起りやすいということをあからさまに出しているのです、絶対にマイナンバー制度で詐欺にかからないように、また流用されないように、特に高齢者のところですので、しっかりと見ていってあげていただきたいということを強く要求しまして、一般質問を終わります。

○議長（北島 登） 以上で一般質問を終結します。

◇議案第1号から議案第10号の質疑、討論、採決◇

○議長（北島 登） 日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第1号については原案のとおり承認されました。

○議長（北島 登） 日程第6、議案第2号、平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第7、議案第3号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第8、議案第4号、平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第9、議案第5号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計予算を議題とします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第10、議案第6号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算を議題とします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第11、議案第7号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第12、議案第8号、坂井地区広域連合個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第13、議案第9号、坂井地区広域連合情報公開条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登） 日程第14、議案第10号、福井県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北島 登） 起立全員です。したがって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

◇坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙◇

○議長（北島 登） 日程第15、坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙を行います。なお、被選挙人は4名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

坂井地区広域連合選挙管理委員には、小川務君、大嶋豊一君、稲田修君、高木和昭君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、坂井地区広域連合選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました小川務君、大嶋豊一君、稲田修君、高木和昭君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

◇坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の選挙◇

○議長（北島 登） 日程第16、坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の選挙を行います。被選挙人は4名であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

坂井地区広域連合選挙管理委員補充員には、第1順位、徳丸健一君、第2順位、大島捨成君、第3順位、東長明君、第4順位、関輝勝君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を、坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北島 登） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、徳丸健一君、第2順位、大島捨成君、第3順位、東長明君、第4順位、関輝勝君、以上の方が順序のとおり坂井地区広域連合選挙管理委員補充員に当選されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（北島 登） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（北島 登） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

広域連合長、橋本達也君。

○広域連合長（橋本達也） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成28年度の当初予算をはじめとする全ての案件につきまして、妥当なご決議を賜りましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいりたいと考えております。

最後になりますが、あしたは立春でございますが、まだ寒い日が続いておりますので、議員各

位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（北島 登） 議員各位の皆様、本日、全協そして本会議、ほんとうにありがとうございました。議員各位におかれましては、ご健康には十分ご留意されまして、いろんな分野でご活躍されますようお願い申し上げます。ほんとうにありがとうございました。

これをもって第53回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

午後4時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員